

京情審答申第63号
平成19年5月29日

京都府知事
山田啓二様

京都府情報公開審査会
会長 山本克己

公文書部分公開決定に係る第三者からの異議申立てに対する
決定について（答申）

平成18年5月15日付け8産廃第68号で諮問のあった事案について、次の
とおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が部分公開とした判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成18年2月20日、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対して「平成5年度以降の産業廃棄物の処理業に関する不利益行政処分及び行政指導に関する文書（〇〇株の〇〇町内の積み替え保管施設と株〇〇の〇〇市内の中間処理施設について）」を内容とする公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）が行われた。
- 2 平成18年3月6日、実施機関は、本件公開請求に対応する公文書（以下「本件公文書」という。）を特定の上、条例第11条第2項の規定により、公開決定等をする期間の延長を行なうとともに、本件公文書に異議申立人に関する情報が記録されていることから、同人に対し、条例第14条第1項の規定により、公開の可否を問う意見照会を行った。
- 3 平成18年3月20日、異議申立人は、実施機関の当該照会に対し、本件公文書のうち、異議申立人に関する情報が記録されている別紙に係る部分の公開については、支障がある旨の意見書を提出した。
- 4 平成18年4月10日、実施機関は、条例第10条第1項の規定により部分公開決定処分を行い、本件公開請求者及び異議申立人に通知した。
- 5 平成18年4月24日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、上記部分公開決定処分のうち別紙に係る部分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行うとともに、同法第48条において準用する第34条の規定により、執行停止の申立てを行った。
- 6 平成18年5月15日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書、意見書、口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 条例第6条第3号該当性について

本件処分において実施機関が公開することとしている情報は、条例第6条第3号に規定されている非公開情報に該当する。

条例第6条第3号には該当しないとする実施機関の理由説明は、一般論としては妥当なものと言えるかもしれない。しかし、この主張は、本件公開請求が専ら異議申立人の取引先に対する信用を失墜させ、取引先を奪取するため特別な意図を持ってなされているという、本件事案が持つ特別な事情をまったく無視したものであり、一般論を述べたに過ぎないものである。

2 本件公開請求における権利濫用について

本件公開請求は、異議申立人と競争関係にある者の意を受け、特別の意図を持って行われたものであり、異議申立人と他の同種業者との間の公正な競争関係を阻害する目的に利用される可能性がある。本件処分に係る公文書が公開されれば、異議申立人の取引先に対する信用を失墜させ、取引先を奪取するために使用される危険は極めて高い。いかなる権利もその濫用は許されず、専ら情報公開制度の趣旨を逸脱する目的でなされた本件公開請求は、権利の濫用であって許容されるものではない。

については、本件公開請求者の特定に必要な情報の開示を実施機関に求めるとともに、それがかなわないのであれば、審査会において、条例第21条第4項の規定に基づく「必要な調査」を実施した上で、本件事案について判断することを求める。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件申立てに係る情報について

異議申立人が公開に反対している情報は、本件公文書のうち別紙のものにおいて、公開することとしている情報のうち、異議申立人に関する以下の内容であると考えられる。

- (1) 異議申立人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律

第137号。以下「廃棄物処理法」という。)違反の行為を行った事実並びに実施機関から行政指導を受け、それに伴い実施機関に文書を提出した事実に関する情報

- (2) 異議申立人に関して廃棄物処理法違反のおそれが生じたため、実施機関が廃棄物処理法第19条の規定に基づく立入検査(以下「立入検査」という。)や報告を求めたが、結果として廃棄物処理法違反の事実が認められなかったことに関する情報

2 条例第6条第3号該当性について

廃棄物処理法に基づく許可施設を有するものは、その施設の運営につき廃棄物処理法を遵守する義務がある。

したがって、前記1(1)が、公開されることによって生じる一定の不利益については、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益には含まれず、条例第6条第3号に規定されている非公開情報には該当しない。

また、前記1(2)については、公開したとしても異議申立人の利益を害することはなく、同じく条例第6条第3号に規定されている非公開情報には該当しない。

3 本件公開請求における権利濫用について

異議申立人は、本件公開請求が、異議申立人の取引先を奪取する目的で行われ、条例第3条に規定されている利用者の責務が果たされない可能性が高く、権利の濫用である旨主張している。

しかし、公開請求者が誰であるかによって、公開・非公開の判断に影響を与えるものではなく、また情報公開により情報を得た者が、その情報を不正に利用した場合には、刑法上の名誉毀損や民法上の不法行為の問題として対処されるべきであり、異議申立人の主張は失当であると考えられる。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開又は非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第6条において公にしてはならない公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 具体的な判断及びその理由

異議申立人は、本件処分において実施機関が公開することとしている情報が、条例第6条第3号に規定する非公開情報に該当すると主張する。また、本件公開請求は、そもそも条例第3条に規定する利用者の責務が果たされない可能性が高く、権利の濫用に該当すると主張するので、これについて、検討し、判断する。

(1) 本件申立てに係る情報について

条例第6条第3号該当性の判断に当たり、異議申立人が同号に該当するとして公開に反対している情報は、本件公文書のうち別紙のものにおいて、実施機関が公開することとしている情報のうち、異議申立人に関する以下の内容の情報である。

(ア) 異議申立人が廃棄物処理法に違反する行為を行った事実、及びその違反行為について実施機関から行政指導を受けた事実に係る情報（別紙中2及び3に記載の情報）

(イ) 異議申立人に関して、周辺住民からの苦情を発端に廃棄物処理法違反のおそれが生じたため、実施機関から廃棄物処理法第19条の規定に基づく立入検査を受けたが、結果として廃棄物処理法違反の事実が認められなかったことに関する情報（別紙中1及び4に記載の情報）

(ウ) 産業廃棄物管理票（写）及び処理委託契約書（写）に記載された、廃棄物処理法違反に直接関係のない法人の情報（別紙中2及び3に記載の情報）

(2) 条例第3条の適用について

異議申立人は、本件処分に係る公文書が公開されれば、異議申立人の取引先に対する信用を失墜させ、取引先を奪取するために使用される危険は極めて高く、利用者の責務を規定した条例第3条に反するものであり、権利濫用である旨主張する。

しかし、条例第3条は、公文書の公開を受けたものが、当該公開により得た情報を濫用して、第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう適正に使用しなければならないことを注意的に規定したもので、あくまで公開後における行為の規制の問題である。

また、実施機関は、公開請求があった場合には、当該公開請求に係る公文書に、条例第6条各号に掲げる情報のいずれかが記録されているときを除き、当該公文書を公開する義務があることとされている。

したがって、公開請求の目的や請求者が誰であるかによって、公開・非公開の判断に影響を与えるものではないことから、異議申立人の主張には理由がない。

なお、異議申立人は、異議申立人の主張を更に裏付けるために、審査会において、条例第21条第4項の規定に基づく「必要な調査」を実施した上で、本件事案について判断するよう求めているが、上記のとおり、公開請求の目的や請求者が誰であるかによって、公開・非公開の判断に影響を与えるものではなく、また本件事案において調査すべき特段の事情も認められないことから、審査会として、その必要性は認めない。

(3) 条例第6条第3号該当性について

条例第6条第3号は、法人等又は事業を営む個人には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益も十分尊重、保護されなければならないことから、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めている。

ア 前記(1)(ア)について

一般に、行政法規の適用の有無に関する情報については、仮にそれを公開することによって異議申立人が否定的に評価される可能性がある場合であっても、それを秘匿することにより異議申立人の社会的信用を維持することまで、条例第6条第3号で保護しようとするものではない。

したがって、当該情報を公にすることによって、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

イ 前記(1) (イ) について

当該情報については、結果として法令違反の事実が認められなかったものに係る情報であるが、そもそも産業廃棄物の処理に係る事業は、付近住民の身体、健康、生活環境に危害を及ぼすおそれのある性質のものである。更に、廃棄物処理法第19条により立入検査権が付与され、廃棄物が適正に処理されているのか指導監督する権限が行政に認められており、周辺住民からの苦情を発端に同法違反のおそれが認められたため、実施機関が同法に基づき立入検査を行ったということを踏まえると、異議申立人にとって、立入検査等を受けたという事実が、行政の公文書により明らかにされることによって失われる可能性のある利益は、条例第6条第3号で保護しようとしている法人の競争上の地位その他正当な利益には含まれない。

なお、周辺住民からの苦情が、産業廃棄物処理業者への妨害行為を目的に濫用的な意図をもってなされた場合においては、別途検討する必要があると考えられるが、本件事案についてそのような事実は認められない。

したがって、当該情報を公にすることによって、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

ウ 前記(1) (ウ) について

a 処理委託契約書 (写)

当該契約書 (写) は、京都府と異議申立人が産業廃棄物の処分に関し締結したものであり、異議申立人が実施機関に提出したものである。実施機関は、異議申立人の代表取締役の印影部分を非公開とした上で、異議申立人の契約の相手方となる京都府の機関の名称 (京都府立医科大学) 並びに当該契約に廃棄物の運搬者として記載されている業者の名称及び住所を、それぞれ公開することとしている。

確かに、当該契約書 (写) を部分公開することにより、異議申立人が京都府の業務を受託しているという事実が明らかになる。

しかし、京都府が締結した契約内容については、その事務の透明性及び公正性の観点から条例により公開されるべきものであるから、京都府が締結した契約内容を公開することについては、特段の事情がない限り、条例第6条第3号で保護しようとしている法人の競争上の地位その他正当な利益を上回る公益上の必要性があると認められる。したがって、京都府と契約を締結する法人においても、民間と契約する場合とは異なる一定の

制約を甘受せざるを得ないものである。

更に、当該運搬者の名称及び住所については、あくまで京都府立医科大学が、当該契約に当たって異議申立人に提示したものであって、異議申立人の直接の契約の相手方ではない。

したがって、当該契約書（写）を部分公開することによって、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

なお、当該運搬者についてみると、当該契約書（写）を部分公開することにより、当該運搬者が別途、京都府と契約関係にあるという事実が明らかになるが、上記異議申立人の場合と同様の理由により、当該契約書（写）を部分公開することによって、当該運搬者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

b 別紙中3の産業廃棄物管理票（写）

当該管理票（写）は、異議申立人が、前記 a の処理委託契約書（写）を実施機関に提出した際に、それを裏付けるものとして添付したものであるが、実施機関は、引受署名者の氏名部分を非公開とした上で、排出事業者としての京都府の機関の名称（京都府立医科大学）並びに収集運搬業者の名称、住所及び電話番号を、それぞれ公開することとしている。

排出事業者としての京都府立医科大学については、前記 a の処理委託契約書（写）中の異議申立人の契約の相手方の部分に、収集運搬業者の名称及び住所については、同じく前記 a の処理委託契約書（写）中の運搬者の名称及び住所の部分に、それぞれ対応するものである。

また、法人の電話番号については、公にすることによって、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

したがって、前記 a と同様の理由により、当該管理票（写）を部分公開することによって、異議申立人及び当該収集運搬業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

c 別紙中2の産業廃棄物管理票（写）

当該管理票（写）は、異議申立人が実施機関への報告に伴い、添付資料として提出したものであるが、異議申立人の名称、住所、電話番号及び管理する廃棄物の内容に関する情報以外の部分については、実施機関は非公開としており、当該管理票（写）を部分公開することによって、異議申立人の競争上の地位その

他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

よって、異議申立人の主張には理由がなく、本件処分において、実施機関が公開することとしている情報については、いずれも条例第6条第3号には該当しない。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

別紙

| | 公文書の件名 | 公文書の内容 |
|---|--------------------------------------|--|
| 1 | 「悪臭等の苦情について」 (平成10年5月19日付け) | 異議申立人に関して悪臭等の苦情があったため、電話により改善を指示したことを内容とする公文書 |
| 2 | 「野焼きについて」(平成12年1月12日付け) | 異議申立人が野焼き行為を行っていたため、指導したことを内容とする公文書であり、添付書類として、異議申立人から提出された始末書、産業廃棄物管理票(写)及び現場写真が含まれているもの |
| 3 | 「産業廃棄物の飛散について」(平成12年7月10日付け) | 異議申立人施設の隣地に針のない注射器が飛散しているとの苦情があったため、立入検査を行い、回収等の指導を行ったことを内容とする公文書であり、添付書類として、異議申立人の付近住宅地図、異議申立人が京都府立医科大学と締結した委託契約書(写)、産業廃棄物管理票(写)及び現場写真が含まれているもの |
| 4 | 「(株)〇〇の収集車からの悪臭苦情について」(平成13年9月26日付け) | 異議申立人に関して悪臭の苦情があったため、立入検査を行い、悪臭防止に留意するよう指導したことを内容とする公文書 |

参考

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------|---------------|
| 平成18年 5月16日 | 諮問書の受理 |
| 平成18年 6月 5日 | 実施機関の理由説明書の受理 |
| 平成18年 6月27日 | 異議申立人の意見書の受理 |
| 平成18年 9月 8日 | 第1回審査会 |
| 平成19年 1月16日 | 第2回審査会 |
| 平成19年 2月14日 | 第3回審査会 |
| 平成19年 3月14日 | 第4回審査会 |
| 平成19年 4月13日 | 第5回審査会 |
| 平成19年 5月29日 | 答 申 |